

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和元年11月27日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 小林 正幸

1 契約の概要

飯島雨水調整池場内緊急対策工事
(撤去工 一式、伐採工 一式、補修工 一式)

2 履行場所

横浜市栄区飯島町81番地

3 契約日

令和元年9月26日

4 履行期間

令和元年9月26日から令和元年10月4日まで

5 契約金額

66,000円（うち消費税及び地方消費税額 6,000円）

6 契約の相手方（名称及び所在）

名称 株式会社大倉
代表者 代表取締役 大久保慶一
住所 横浜市磯子区森三丁目7番4号

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和元年9月の台風15号により、飯島雨水調整池場内にて屋根材飛散等の被害が発生しました。その後も台風19号の接近が予測されており、近隣住民の安全を考慮し、緊急対策工事を実施する必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

被災場所は、現在施工中である「栄第二水再生センター等汚泥貯留槽(No.1)等耐震補強工事」の施工場所に近接していました。このため、本件緊急工事の実施にあたり、早急に対応が可能な当該工事の請負人である「株式会社大倉」を契約の相手方としました。

9 所管課

環境創造局下水道施設整備課